

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。  
平成30年04月26日

一般財団法人 SK総合住宅サービス協会  
住宅事業本部 契約担当役

## 1 一般競争入札に付する工事

- (1) 工事名 雇用促進住宅芳賀宿舎 住宅用火災警報器取替工事
- (2) 工事場所 芳賀郡芳賀町祖母井1706-15
- (3) 工事内容 別添のとおり
- (4) 工期 契約締結の翌日から平成30年06月23日まで

## 2 競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- (1) 特別な理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有する者及び破産者の場合は復権を得ている者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、「特別の理由がある場合」に該当する。
- (2) 次のアからサのいずれかに該当すると認められる者については、その事実があった後、2年を超えている者であること。  
また、これを代理人、支配人その他使用人として使用する者についても同様とする。
  - ア 一般財団法人 SK総合住宅サービス協会（以下「協会」という。）の役員又は職員に対する贈賄等、協会の業務に関し刑法その他の法令に定める罰則に触れる行為をした者
  - イ 契約の履行に当たり故意に工事若しくは、製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - ウ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - エ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - オ 契約に関する調査に当たり虚偽の申出をした者
  - カ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務を妨げた者
  - キ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - ク 契約の履行につき不正行為をした者
  - ケ 契約の履行に関し、故意に協会の職員の指揮監督に従わなかった者
  - コ 一般競争（指名競争）参加資格申請書若しくは添付する書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
  - サ 上記アからコのいずれかに該当する事実があった後2年を超えていない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者
- (3) 平成30年05月07日時点において、厚生労働省における一般競争（指名競争）参加資格（電気設備）工事「B・C・D」、（建築）工事「C・D」または（消防施設）工事「C・D」の認定を受けている者であって、栃木県・埼玉県・茨城県内に本社（店）または支社（店）を有する者であること。

- (4) 過去5年間に元請けとして集合住宅（RC造4階建以上）の改修工事の経験を有する者であること。
- (5) 当該工事について、現場代理人及び専任の監理技術者又は主任技術者を設置することができる者であること。
- (6) 平成30年05月07日時点において、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構又は協会により指名停止措置を受けている（指名停止期間内にある）者でないこと。
- (7) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (8) 民事再生法に基づき民事再生手続の申立がなされている者でないこと。

### 3 入札参加申込方法

入札参加申込書（公告別紙）に必要事項を記入押印の上、下記のとおり配達証明郵便により送付すること。

#### (1) 送付先

〒 135-0063  
東京都江東区有明3-5-7 TOC有明イーストタワー7階  
一般財団法人SK総合住宅サービス協会 住宅事業本部総務課  
TEL 03-5520-1700

#### (2) 入札参加申込書受付期間

平成30年04月26日 から 平成30年05月07日 16時00分 まで（必着）

### 4 入札参加資格の決定

入札心得書及び設計図書（以下「設計図書等」という。）の交付をもって、入札参加資格があるものとする。

なお、設計図書等の交付後でも上記2の競争参加資格条件を欠くと認められた場合は、入札参加資格を取り消すものとする。

### 5 現場説明会

現場説明会は行わないこととし、設計図書等の交付をもって現場説明会に代えることとする。

### 6 設計図書等の交付方法

当協会から平成30年05月08日（交付日）までに申込者あて直接送付する。

なお、設計図書の購入代金及び送料の請求書を併せて送付するので、必ず入札日前日までに当協会の指定する口座へ入金すること。

### 7 入札方法等

#### (1) 入札執行日時及び場所

日 時 平成30年05月14日 11時00分

場 所 東京都江東区有明3-5-7 TOC有明イーストタワー7階  
一般財団法人SK総合住宅サービス協会  
TEL 03-5520-1700

その他 入札参加者又はその代理人は、印鑑及び名刺を持参すること。  
入札開始時間は、入札執行者の判断により、場合によっては遅らせることもあり得ること。  
入札の開会を宣言した後は、その時会場に入室（出席）していない者は、いかなる理由があっても入札に参加することはできない。

#### (2) 入札書の提出方法

上記（1）の日時及び場所に持参すること。

(3) 落札者の決定

入札参加者のうち、その入札価格が契約の目的に応じ予定価格の108分の100に相当する価格の範囲内で最低価格のものを落札者とする。

(4) その他

入札方法等の詳細は、入札心得書による。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金は免除する。

(2) 落札者は、契約書の提出日までに契約保証金の納付に代わる次のいずれかの保証を付さなければならない。

なお、保証金額又は保険金額は、工事請負代金額の10分の1以上としなければならない。ただし、その落札者が、その入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされるかどうか疑わしい場合に実施することとしている調査（いわゆる低入札価格調査）を受けた者である場合は、保証金額又は保険金額を、工事請負金額の10分の3以上としなければならない。

ア 銀行、協会が確実に認められる金融機関又は前払金保証事業会社の保証

イ 公共工事履行保証証券による保証

ウ 履行保証保険契約の締結及びその保険証券の寄託

9 異議の申立

(1) 協会の判断により入札参加資格がないとされたこと及び設計図書等が送られて来ないことに対する異議は、設計図書等の交付日から3日以内（交付日及び土日祝祭日は含まず）に届くように以下の問い合わせ先あて文書で申し立てすること。また、文書発送前後には、質問受付時間内に電話による連絡を必ず行うこと。

なお、それ以後は、異議の申立は受け付けないものとし、協会の手続に過失がある場合においても責任を問えないものとする。

(2) 入札参加者は、入札後、この公告、工事内容、設計図書、現場及び契約内容についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

10 問い合わせ先

〒 135-0063

東京都江東区有明3-5-7 TOC有明イーストタワー7階

一般財団法人SK総合住宅サービス協会 住宅事業本部総務課

担当： 大庄司

質問受付時間： 10時00分 から 16時00分 まで（12時00分～13時00分を除く。）

TEL 03-5520-1700

以 上

(公告別紙)

平成 年 月 日

一般財団法人S K総合住宅サービス協会  
住宅事業本部契約担当役 殿

住 所

フリガナ  
氏 名 ⑩ (実印)

電話番号

## 入 札 参 加 申 込 書

雇用促進住宅芳賀宿舎 住宅用火災警報器取替工事に係る入札について、下記について誓約  
のうえ、参加を申込みます。

### 記

- 1 雇用促進住宅芳賀宿舎 住宅用火災警報器取替工事に係る入札公告に定める事項及び法令上の規制を  
全て承知した上で、参加を申込みます。
- 2 落札した場合であっても、契約成立後に、入札参加資格等がないことが判明する等の理由で、一般財  
団法人S K総合住宅サービス協会が入札を無効と判断した場合、契約が解除となることを承知した上  
で、参加を申込みます。

以 上

(添付書類) 参加申込者の印鑑証明書原本 (直近3ヶ月以内のもの) 1部  
厚生労働省一般競争(指名競争)参加資格認定通知書の写し 1部  
工事経歴書 (別紙様式) 1部  
登記事項証明書の写し(参加資格対象県に支社(店)があるとして申込む場合のみ) 1部

(担当者連絡先) ※当該連絡先にあてて当該入札に係る諸連絡(設計図書等の交付など)を行う。

所在地	〒	電話番号	
部署名		担当者氏名	
電子メールアドレス			

別紙

## 工 事 経 歴 書

注 文 者	単独又は JVの区別	工 事 名 (工事規模)	工事場所のある 都道府県名	配置技術者氏名	請負代金の額 (千円)	着 工 年 月	
						完 成 年 月	年 月
						年	月
						年	月
						年	月
						年	月
						年	月
						年	月
						年	月
						年	月
						年	月
						年	月
						年	月
						年	月
						年	月
						年	月

※ 留意事項

- 1 本表は、過去5年間に「元請け」として、請け負った工事に限ること。
- 2 「請負代金の額」は、消費税及び地方税消費税込みの金額を記載すること。
- 3 工事規模の欄には、請け負った工事の「建物の構造」及び「建物の階層」を必ず記載すること。（例：RC造4階建）
- 4 記載した工事について、公共機関等の工事の場合は「契約書」（ただし、図面は除く。）又は「コリンズ登録」の写しを、民間工事の場合は「契約書」（ただし、図面は除く。）の写しを添付すること。

## 工事概要書

- 1 件名 雇用促進住宅芳賀宿舎 住宅用火災警報器取替工事
- 2 工事場所 雇用促進住宅芳賀宿舎  
栃木県芳賀郡芳賀町祖母井 1706-15
- 3 工事内容
  - (1) 住宅用火災警報器取替工事
  - (2) 住宅用火災警報器は電池式単独型で、一般財団法人ベターリビングによる認定品とする。
  - (3) 設置個数は別紙「住宅用火災警報器取替数量一覧表」のとおりとする。
- 4 業務の処理
  - (1) 請負者は業務の開始前に工程表、資格を証明する証明書面等の写しを一般財団法人 SK 総合住宅サービス協会（以下、協会）に提出すること。
  - (2) 現地調査にあたっては、管理人と作業日程及び作業内容について打合せを行い、承認を受けること。
  - (3) 事前に入居者へ業務内容、工期、業者の連絡先等を周知すること。
  - (4) 工事作業中の安全対策には、特に注意を払うこと。
  - (5) 居室内に立ち入って工事する時は、入居者の立会を求めること。
  - (6) 不在などで対応出来ない場合は、日を改めて最低 2 回は再度訪問して対応すること。なお、そのことは記録しておくこと。
  - (7) 住宅用火災警報器取替後、固定及び作動確認を行うこと。
  - (8) 撤去した住宅用火災警報器は、産業廃棄物処理法に基づき適正に処分すること。
- 5 報告書提出
  - (1) 別紙「住宅用火災警報器台帳」のデータを作成して提出すること。
  - (2) 住宅用火災警報器の保証書を提出すること。
  - (3) 住宅毎の工事写真を A4 版で提出すること。
- 6 その他
  - (1) 工事概要書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）平成 28 年版」によること。
  - (2) 本工事に係る届出、工事に係る費用及び報告に係る費用全てを含むものとする。

- (3) 本工事により、建物及び入居者の物品等に汚破損した場合は、請負者の責任において修復すること。
- (4) 業務上知り得た事項を他人に漏らしてはならないこと。
- (5) 工事内容等については協会の承諾なしには、他のいかなる者に対してもそれを閲覧に供し、複写させ、譲渡したり又は提供をしてはならないこと。

## 雇用促進住宅芳賀宿舎 火災警報器取替工事について

### 1 住所について

雇用促進住宅芳賀宿舎

〒321-3304

栃木県芳賀郡芳賀町祖母井1706-15

電話番号 0286-77-2505

### 2 火災警報器取替戸個数について

(1) 宿舎名	雇用促進住宅芳賀宿舎
(2) 号棟	1・2号棟
(3) 居室タイプ	3DK
(4) 階数	5階
(5) 運営住宅戸数	各30戸
(6) 対象住宅入居戸数	15戸
(7) 対象住宅設置戸数	60戸
(8) 寝室	煙感知器 180個
	熱感知器 0個
	感知器合計 180個

### (9) 入居状況

#### 1号棟

1-501	1-502	1-503	1-504	1-505	1-506
1-401	1-402	1-403	1-404	1-405	1-406
1-301	1-302	1-303	1-304	1-305	1-306
○					○
1-201	1-202	1-203	1-204	1-205	1-206
	○				○
1-101	1-102	1-103	1-104	1-105	1-106
		○			○

6住戸

#### 2号棟

2-501	2-502	2-503	2-504	2-505	2-506
○		○			
2-401	2-402	2-403	2-404	2-405	2-406
	○				
2-301	2-302	2-303	2-304	2-305	2-306
○			○	○	
2-201	2-202	2-203	2-204	2-205	2-206
					○
2-101	2-102	2-103	2-104	2-105	2-106
			○		○

9住戸

「○」は入居中